

少額投資非課税措置(日本版ISA)の創設

— 年間100万円までの投資から生じる配当・譲渡益を非課税に —

2009年度税制改正において、少額の上場株式等投資のための非課税措置、いわゆる日本版ISAを創設する方針が決定され、早ければ2012年にも運用が開始されることとなった。この非課税措置が投資家の裾野拡大に資するものとなるためにも、詳細な制度設計を行うに当たっては、投資家の利便性に対する最大限の配慮が求められよう。

2009年度税制改正で 非課税措置の創設を決定

2009年度税制改正において、少額の上場株式等投資のための非課税措置、いわゆる日本版ISAを創設する方針が決定された。この非課税措置は、英国で1999年に導入された個人貯蓄口座(ISA: Individual Savings Accounts)を参考にしつつ策定されたものであり、今後、関係省庁による制度設計の詳細についての検討を踏まえたうえで、2010年度税制改正で法制上の措置が講ぜられる予定である。

わが国では、「貯蓄から投資へ」に向けたさまざまな政策の実行にもかかわらず、個人金融資産に占める現預金の割合が高く(55%、2008年末時点)、株式や投資信託の割合は依然として低い(7%、同上)。こうしたなか、日本版ISAを創設することで、広く国民に株式や株式投資信託の投資に係るインセンティブを付与し、投資家の裾野を広げて「貯蓄から投資へ」の流れを促進するとともに、多様なニーズを持つ投資家が幅広く参加する厚みのある市場を形成することが企図されている。

年間100万円までの投資から生じる 所得が対象

現段階で決定している日本版ISAの骨子は、次の

通りである。

まず、日本版ISAを利用するには、満20歳以上であることが要件とされ、希望者は金融機関で非課税口座を開設する必要がある。非課税口座は、年間1口座のみ開設することができ、例えば、ある年はA銀行、翌年はB証券というように、毎年異なる金融機関に開設してもよい。

次に、非課税口座には、口座開設の年に取得した上場株式や株式投資信託に限り、取得価額の合計が100万円に達するまで組み入れることができる。非課税口座の開設は5年間の時限措置とされているため、毎年非課税口座を開設すれば500万円(100万円×5年間)まで累積投資を行うことが可能となる。ただし、毎年の組入上限額である100万円に対する未使用枠については、翌年以降に繰り越すことができず、また、途中売却した場合の空き枠を再利用することも認められない。

こうして非課税口座に組み入れられた上場株式や株式投資信託から生じる配当や譲渡益については、最長10年間、課税されないことになる(図表1)。

早ければ2012年にも運用開始

日本版ISAが創設される時期は、上場株式等の配当・譲渡益に対する10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が廃止されて、本則の20%(所得税15%、住民税5%)の税率が適用される際とされている。

上場株式等の配当・譲渡益に対する税率は、当初、2009年から本則税率に戻る予定であったが、世界的な金融・資本市場の混乱を背景とした市場安定化策の一環として、2011年末までの3年間は引き続き軽減税率が適用されることになったため、日本版ISAの創設は、早くても2012年になる(図表2)。

英国のISAは2007年に恒久化

ここで、わが国がモデルとした英国のISAについて見てみよう。

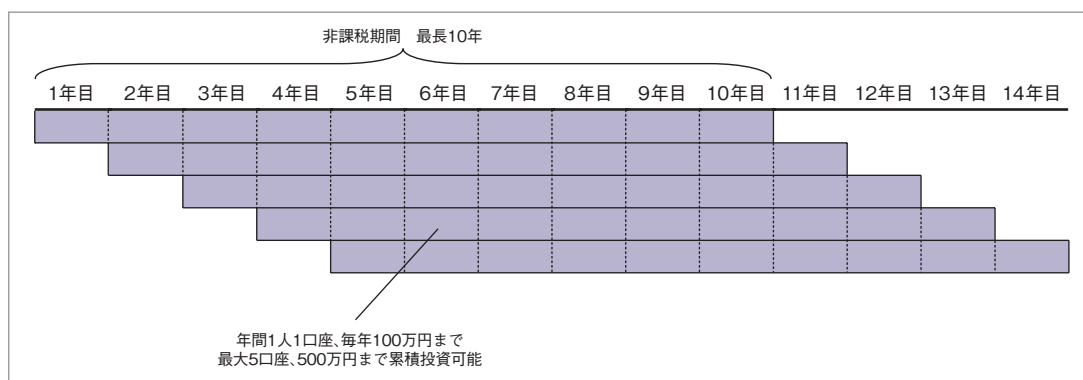
英国のISAは、株式や債券の配当・利子、譲渡益の非課税制度である個人株式プラン(PEP: Personal Equity Plan)と、預金利子の非課税制度である免税特別貯蓄口座(TESSA: Tax-exempt Special Savings Accounts)の二つを事実上衣替えする形で導入されたことから、日本版ISAとは異なり、投資対象に預金

や債券を含むという特色がある。

このため、英国のISAには、株式や債券を投資対象とする株式等口座(stocks and shares ISA)と、預金を対象とする現金口座(cash ISA)の2種類があり、毎年それぞれ1口座ずつ開設することができる。また、年間の預入上限額は7,200ポンド(108万円、1ポンド=150円で計算)とされており、現金口座への拠出は、そのうちの3,600ポンド(54万円)が限度である。

ISAの預入総額の推移(図表3)を見ると、株式等口座の市場価値は2007年まで増加が続き、現金口座も順調な伸びを示している。世界的な金融危機の影響により、現在では株式等口座の市場価値の大幅な減少が想定されるとはいえ、毎年の口座申込数が1,000万件を超えるなど、総じて制度は定着したと言ってよい。導入当初は、10年間の時限措置の予定であったが、こうした状況を踏まえ、2007年には制度の恒久化が措置されている。

●図表1 日本版ISAのイメージ



(資料)財務省

●図表2 上場株式等の配当・譲渡益に対する税率等

	～2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
税率	10%	10%			20%
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 2009年～ 確定申告による対応 2010年～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

(資料)財務省

英国の状況に鑑みれば、わが国でも、日本版ISAの創設が投資家の裾野拡大に一定の効果を上げることが期待できる。また、制度が定着し、仮に恒久化が検討されるような場合には、中立的な金融税制の構築を目指す金融所得課税一体化の流れの中で、投資対象の拡大が議論されることもあり得よう。

非課税口座の重複開設防止と投資家利便の両立が今後の課題

日本版ISAに係る今後の検討課題としては、非課税口座の重複開設の防止策、あるいは、何らかの理由で非課税口座が重複開設されてしまった場合の取り扱いなどが挙げられる。

重複開設を確実に防ぐためには、例えば、投資家が金融機関に非課税口座の開設を申し込んだ後、金融機関が税務署から同一年の重複開設がない旨の確認を受けたうえで口座開設を行う方法が考えられる。しかし、その場合には、税務署での確認に相応の時間が必要と考えられることから、機動的な投資が困難となり、投資家の利便性を損ないかねないという新たな問題が生じることとなる。

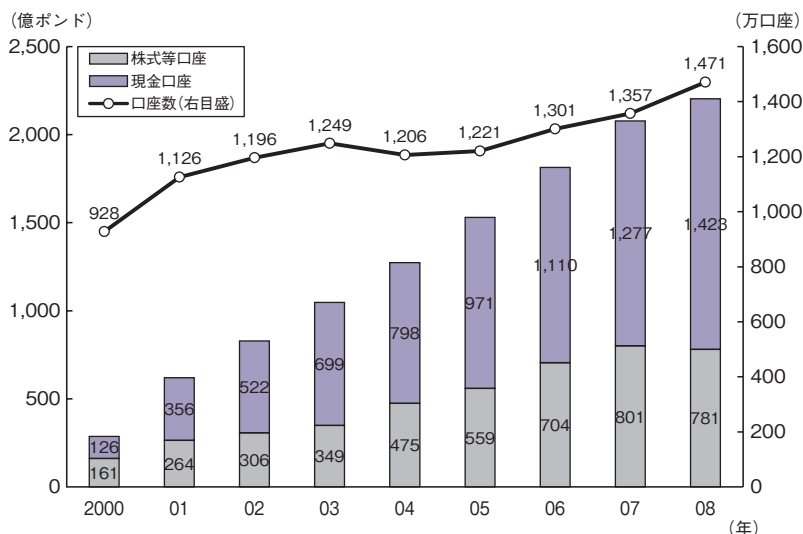
他方、投資の機動性を重視し、税務署の事前確認を口座開設の前提としない場合には、重複開設の可能性は完全には排除できない。重複開設がなされた場合の取り扱いとしては、例えば、税務署が重複開設を把握した時点で、金融機関を通じて2番目以降に開設された口座の廃止を投資家に通知し、その口座に組み入れられた上場株式や株式投資信託の配当や譲渡益について、過去にさかのぼって課税することなどが考えられるが、事前確認を前提とする場合に比べ、徴税コストの増加が避けられないだろう。なお、現行法上、配当は源泉徴収の対象とされているが、過去にさかのぼって課税を行う場合まで源泉徴収の対象とすべきかについては、そのような取り扱いが実務上困難な場合も想定されることから、慎重に検討する必要があるのではないだろうか。

今後、制度設計の詳細を巡り、これらの課題の対応策が検討されることになるが、議論は曲折も予想される。こうしたなか、何よりも念頭に置くべきことは、日本版ISAの創設が投資家の裾野拡大を目的としたものであり、そのためにも投資家の利便性に最大限配慮した制度設計が求められるということである。

投資家にとって使いやすい枠組みとするためには、投資を希望した時点から実際に投資ができるまでの期間は極力短くすることが望ましい。仮に税務署の事前確認を口座開設の前提とする場合でも、税務署における確認手続きを最大限短縮するための体制整備のほか、制度を利用する可能性がある場合は事前に口座開設をしておくべき旨の政府の周知活動などが重要となるだろう。■

みずほ総合研究所 金融調査部
主任研究員 山本 均
hitoshi.yamamoto@mizuho-ri.co.jp

●図表3 英国におけるISAの預入総額の推移



(注) 1. 預入総額は、各年の4月5日時点の市場価値。
2. 口座数は、前年の4月6日から当年の4月5日までの申込数。
3. 2005年までの株式等口座には、保険口座(2005年に株式等口座に統合)を含む。なお、保険口座の市場価値は、2000年から順に0.6億、1.5億、2.8億、4.5億、6.4億、8.2億ポンド。
(資料) 英国・歳入税関庁 (HM Revenue & Customs)